

〈第15条第1項で準用する特許法第43条第1項(同項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と読み替える)〉
 〈第60条の10第1項で適用しない特許法第43条〉

〈第60条の10第2項で準用する特許法第43条第2項(同項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から1年4月以内」とあるのは「**経済産業省令で定める期間内**」と読み替える)〉

〈第60条の10第2項で準用する特許法第43条第3項〉

〈第60条の10第2項で準用する特許法第43条第4項〉

〈第60条の10第2項で準用する特許法第43条第5項〉

〈第60条の10第2項で準用する特許法第43条第6項〉

〈第60条の10第2項で準用する特許法第43条第7項〉

〈第60条の10第2項で準用する特許法第43条第8項〉

〈第13条第1項で準用する特許法第43条第1項(同項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「商標登録出願と同時」と読み替える)〉

〈第13条第1項で準用する特許法第43条第2項(同項中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面」とあるのは「商標登録を受けようとする商標及び指定商品又は指定役務を記載したもの」と、「次の各号に掲げる日のうち最先の日から1年4月」とあるのは「商標登録出願の日から3月」と読み替える)〉

〈第13条第1項で準用する特許法第43条第3項〉

〈第13条第1項で準用する特許法第43条第4項〉

〈第13条第1項で準用する特許法第43条第7項(同項中「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは「第2項に規定する書類を提出する者は、同項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても」と、「第2項に規定する書類又は第5項に規定する書面」とあるのは「経済産業省令で定めるところにより、同項に規定する書類」と読み替える)〉